

令和2年	委 託 設 計 書			
業 務 名	上野城跡発掘調査業務委託			
履 行 場 所	伊賀市 上野丸之内29番地 地内			
設 計 金 額	¥			
委 託 期 間	契約締結の日から令和3年1月31日	設 計 令和2年9月		
		設 計		検 算
業 務 の 大 要		業 種		業種コード
上野城跡発掘調査 現地発掘作業 調査補助 調査測量		委託価格 ¥		
		税（官積） ¥		

設計内訳書

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	上野城跡発掘調査補助業務委託						
	本調査費						
	直接調査費		1	式			
	埋蔵文化財発掘調査						
	発掘作業		1	式			
	発掘作業		1	式			No. 3
	調査記録作業		1	式			No. 4
	仮設費		1	式			
	仮設費		1	式			No. 5
	間接調査費						
	共通仮設費						
	共通仮設費（率計上額）		1	式			
	共通仮設費	現場事務所	1	式			No. 6
	共通仮設費計		1	式			
	純調査費		1	式			
	現場管理費		1	式			
	調査原価		1	式			
	一般管理費等		1	式			
	調査価格		1	式			

内訳明細書

(1)

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	表土掘削 土砂		235.000	m3			
	整地（施工パッケージ） 敷均し（ルーズ）		235.000	m3			
	包含層掘削	5cm	24.000	m3			
	掘削土小運搬 ベルトコンベア		24.000	m3			
	整地（施工パッケージ） 敷均し（ルーズ）		24.000	m3			
	遺構掘削（人力）		470.000	m3			
	掘削土小運搬		18.000	m3			
	整地（施工パッケージ） 敷均し（ルーズ）		18.000	m3			
	埋戻（整地） 敷均し（ルーズ）		276.000	m3			
	地区杭設置（4mメッシュ）		470.000	m ²			
	実測用杭設置（3mメッシュ）		470.000	m ²			
	合計						

内訳明細書

(2)

[illegible]

内訳明細書

(3)

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	ローリングタワー（3段） 設置撤去		2.00	ヶ所			
	ローリングタワー（3段） 賃料		1.00	式			
	遺構養生シート 設置・撤去		470.00	m ²			
	水替		1.00	式			
	合計						

内訳明細書

(4)

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	現場事務所 営繕費 設置・撤去・損料		1.00	式			発電機、仮設トイレ含
	合計						
	合計						

内訳明細書 (1)

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	調査前調査区撮影		1.00	式			
	合計						

内訳明細書

(2)

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	現況測量 (S=1/100)	基本測量、掘削前地形測量	1.00	式			
	遺構測量 (S=1/50)	遺構・遺物出土状況図作成	1.00	式			
	合計						

上野城跡発掘調査業務委託

特 記 仕 様 書

第1章 総 則

第1条（適 用）

本仕様書は、上野城跡発掘調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用するものである。

第2条（法令及び規定の準用）

本業務では、委託者・受託者は次の関係法規及び事項を遵守しなければならない。

- （１）文化財保護法
- （２）文化財保護法施行令
- （３）文化庁文化財部記念物課発行
『発掘調査のてびき―集落遺跡発掘編―』（2010 年）
- （４）伊賀市会計規則
- （５）その他関連計画、法令等

第3条（作業体制）

本業務を履行するにあたって、伊賀市（以下「委託者」という。）と受託者は、次の技術者を選任するものとする。ただし、発掘調査員と発掘調査補助員は兼任できない。

（１）調査員

委託者の調査職員の指示・監督を直接受け、本業務の履行に関する管理・統括を行う者を「調査員」といい、調査員は、経験・能力に加え、次の能力を有する者とする。

- ・ 調査補助員や発掘作業員への指示を迅速かつ的確に行うことができる。
- ・ 適切な安全対策を講じることができる。
- ・ 現在までの受託者における正社員歴が継続して3年以上ある。
- ・ 発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる能力と経験を有する。（具体的には、大学（4年制）もしくは大学院において考古学・文化財学等を専攻（修了）した後3年以上の発掘調査経験があり、発掘調査報告書の執筆及び編集を主体となって実施した経験を有するか、これと同程度（発掘調査経験年数では5年以上）の経験・能力を有する者をいう。）
- ・ 受託者の正職員で、本業務の業務場所に常駐し、直接受託者の指示・監督を行う者がいい、次の経験と能力を有する者でなければならないものとする。
- ・ 遺構や出土遺物の記録（土層分層・計測・図化・写真撮影）作業を、迅速かつ的確に行うことができる。

- ・ 発掘調査の趣旨や本業務の調査対象である遺跡・遺構の構造・内容等を正しく理解している。

（２）調査補助員

本業務の履行に関する調査員を補助し、調査に必要な業務を行う者を「調査補助員」という。調査補助員は、次の能力を有する者とする。

- ・ 遺構や出土遺物の記録（土層分層・計測・図化・写真撮影）作業を、迅速かつ的確に行うことができる。
- ・ 発掘調査の趣旨や本業務の調査対象である遺跡・遺構の構造・内容等を正しく理解している。

（３）発掘作業員

本業務の実施のため受託者が雇用した者で、調査員の指示を受けて、遺構掘削などの発掘作業を行う者をいい、発掘作業に誠実かつ熱意を持って携わる者であることとする。

受託者は、本業務着手前に、本業務の履行に必要な十分な人数の発掘作業員を雇用し、発掘作業員名簿を委託者に提出することとする。

- 2 発掘作業員が増減した場合は、その都度、前項の規定による手続きを行うこととする。
- 3 受託者は、発掘作業員の賃金日額及び通勤交通費を、委託者の実施する他の発掘調査の実情を勘案して設定するものとする。

（４）調査員の選任

受託者は、本業務の実施にあたり、調査員、調査補助員計２名を選任し業務場所に常駐させるものとする。

- 2 調査員は、本業務の履行期間中は他の者と交替してはならない。
- 3 受託者は、本業務着手前に、調査員選任通知書とともに、調査員の経歴書及び健康保険被保険者証写しを委託者に提出し、委託者の承認を得るものとする。
- 4 受託者は、調査員・調査補助員２名のほか、必要に応じて調査員を増員することができることとし、あらかじめ、前項の規定による手続きを行うものとする。
- 5 前項の場合、増員に要する経費は受託者の負担とする。

（５）作業主任者の選任

受託者は、本業務の実施にあたり、足場組立及び不整地運搬車運転の作業主任者（以下、「作業主任者」という。）を選任し、業務場所に常駐させるものとする。

- 2 受託者は、作業主任者選任通知書とともに、資格所有を証する書面写しを委託者に提出し、委託者の確認を得るものとする。その者を変更したときも、同様とする。
- 3 作業主任者は、受託者の調査員あるいは発掘作業員が兼ねることができるものとし、別の者を充てた場合の経費は受託者の負担とする。

（６）発掘作業詳細工程表等

受託者は、本業務着手前に、委託者の示した発掘作業工程表に基づき、業務場所の状況等を勘案して業務実施計画書（受託者の組織図及び緊急連絡体制を含む。）及び発掘作業詳細工程表を作成し、委託者に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 受託者は、本業務の進捗を発掘作業詳細工程表により管理し、その実績を発掘調査日誌、調査業務報告（作業進捗状況報告）に記録することとする。

3 受託者は、発掘作業詳細工程表、発掘調査日誌及び調査業務報告（作業進捗状況報告）を、委託者が常時閲覧できるよう現地事務所に常置しておくこととする。

（7）資器材の準備等

受託者は、本業務着手前に、調査に必要な資器材を含め本業務の履行に必要な資器材を、受託者の負担により準備し、業務場所に備えなければならない。

2 受託者は、本業務履行期間中に、資器材の不足や修繕が必要となったときは、直ちに対応しなければならない。

（8）資料の保管

本業務の実施により収集・作成された資料（図版、写真、発掘調査日誌、台帳類及びその他の記録物）については、本業務履行期間中は受託者の責任において、適切に管理・保管しなければならない。また出土遺物については委託者と受託者の双方がその保管方法について協議の上適切に保管に努めるものとする。

2 本業務の実施により収集・作成された資料（写真・図面及びその他の記録物）については、許可なく他に利用してはならない。

第4条（疑 義）

本業務の実施にあたり、関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者と受託者とで協議の上、作業が円滑に遂行されるよう努めなければならない。

第5条（関係書類の貸与）

委託者は、受託者が本業務を遂行するにあたって必要な資料について、可能な範囲において提供するものとする。なお業務完了後は、受託者は速やかにこれを返却するものとする。

第6条（土地の立入り）

受託者が作業の実施にあたり、第三者の土地に立ち入ろうとするときは、予め委託者と協議の上、関係者と緊密な連絡を取るなどして、本業務の円滑な遂行に期さなければならない。

第7条（守秘義務）

本業務において委託者が貸与した資料及び調査等によって知り得た内容は、本業務期間だけでなく、それ以後であっても、受託者は、みだりに他人に提供してはならない。また、秘密の遺漏のないように厳重に管理しなければならない。

第8条（留意事項）

本業務は、伊賀市の指定を受けた建造物隣接地を対象としていることから、業務にあたっては、十分な安全配慮の下に行わなければならない。

第9条（報 告）

受託者は、作業の進捗状況等を随時報告するとともに、問題点の円滑な解決に向けて委託者と緊密に連絡を取るものとする。

第10条（完 了）

受託者は本業務完了時に、完了届、納品書及び成果品を提出し、委託者の検査を受けなければならない。

第11条（損害賠償）

本業務によって生じた損害賠償及びその他問題は、全て受託者の責任において処理するものとし、これに係る費用は全て受託者の負担とする。

第2章 業務概要

第12条（期 間）

契約締結の日から令和3年1月31日まで

第13条（対象地域）

本業務の対象地域は、三重県伊賀市上野丸之内29番地のうち別添調査範囲図で図示した面積470㎡について本発掘調査する。

第14条（業務の内容）

（1）調査の目的

上野城の歴史は天正13年（1585年）、筒井定次の築城より始まった。慶長13年（1608年）、伊賀に入国した藤堂高虎は大坂方への備えとして上野城の改変に着手し、本丸を西に拡張して高石垣を築き、城の周囲に外堀を巡らせた。外堀の内側に上級武士の武家屋敷地を設置し、外堀の南側に城下町を配置した。城下町の南北方向には中之立町通を中心に西之立町通と東之立町通、東西方向には本町筋や二之町筋、三之町筋が設定されて町人町が形成され、その外側には中下級武士と農人の屋敷地が置かれた。こうして形成された城下町の道路や地割りは、現在の上野の町並みに踏襲されている箇所が多く見られる。

調査地は上野城の範囲内にあり、絵図から上級武士の屋敷地であったことが判明している。特に、藤堂藩伊賀付家中の加判奉行を務めたこともある「成瀬平馬家」の屋敷地があったことでも知られ、屋敷地の南側には市指定文化財（建造物）の「成瀬平馬家長屋門」が今も当時の姿をとどめている。これらのことから事業地内において、（試掘調査）を実施し地下の状況を確認した結果、忍者体験施設建設事業によって消滅する可能性のある範囲の埋蔵文化財の保護を目的とした本発掘調査を実施するものである。

(2) 調査内容

①調査記録作業

(ア) 事前測量

- ・測量基準点の設置
- ・発掘前の地形測量
- ・発掘区、グリッドの設定（調査杭設置は調査と並行）
- ・調査前調査区空撮（ドローン等ラジコンヘリによる撮影可）

(イ) 調査記録（調査区別）

- ・調査区全体測量
- ・遺構掘削時記録作業（遺構平面、遺構断面、遺物出土状況、写真撮影）
- ・調査区全景写真（全景写真時のローリングタワーの設置（3段まで）調査区ごとに1回）

○写真については『発掘調査のてびき』に従い、その機材と同等のデジタルカメラの使用をするものとする。

②現地発掘調査作業

主な業務

(ア) 掘削作業（調査区別）

- ・表土掘削（重機）
- ・包含層掘削（人力）
- ・遺構検出・掘削（人力）
- ・掘削土移動（ベルトコンベアーによる）
- ・調査区清掃（全景写真時）

(イ) 埋戻し作業あり（敷き均しまで、重機による）

(ウ) 調査区養生（ブルーシートなどによる養生）

(エ) 降雨後等調査区及び遺構の水抜き作業（必要時）水中ポンプ使用

(オ) の他業務に必要な機材については以下のとおりとする。

- ・仮設トイレ（汲み取り）人数に応じる。
- ・現地事務所
- ・現地作業用発電機

(カ) その他

- ・出土品の取り扱いについては伊賀市教育委員会事務局文化財課と協議すること。

第15条（成果品）

受託者は、本業務を完了したときは、(1)に示した成果品を委託者に提出しなければならない。

(1) 調査記録

①発掘調査日誌

②発掘調査業務報告

③図面類 デジタルデータ（DXF形式及びAI形式）にて納品。各1部

- ・遺構図（出土遺物状況）1/50、1/100、1/200

- ・遺構平面図 1 /50、1 /100、1 /200
- ・等高線図 1 /50、1 /100、1 /200
- ・測量成果簿（A 4 製本版）

④写真類

- ・調査写真図版及びデジタルデータ 各 1 部

第 16 条（納入場所）

成果品は、次の場所に納入する。

伊賀市教育委員会事務局文化財課（三重県伊賀市四十九町 3184 番地）

調査地位置図



調査区範囲図 (1 : 200)

